

農林水産物・食品の 更なる輸出拡大に向けた工程管理について

令和元年5月17日

MAFF

Ministry of Agriculture,
Forestry and Fisheries

農林水産省

輸出拡大のための当面の緊急対応

- 農林水産物の輸出拡大のためには、**輸出先国の食品安全等の規制への対応が最大の課題。**
- 輸出拡大の障害となっている規制を取り除くための**当面の緊急対応**として、各項目毎に**工程表**を作成。工程表の作成にあたっては、以下の区分を行い、**対応スケジュール、プロセス、担当を明確化。**
 - ① **国内の対応**により解決可能な項目のうち、「**年内に即応**」すべき課題
 - ② **国内の対応**により解決可能な項目のうち、「**来年以降も対応が必要**」な課題
 - ③ **相手国との協議を要する項目**
- 現時点で規制対応の障壁にぶつかっている個別案件への対応を急ぐ必要があるが、**今後も輸出量の増加に伴い、類似の問題が発生することが想定され、継続的に問題に対処できる体制が必要。**

現状

- 平成28年の輸出力強化戦略でも輸出に向けた食品安全確保は重要な要素として挙げられていた。
- しかし、具体的なスケジュールや責任者が明確でなく、個々の規制項目について、厚生労働省、農林水産省及び都道府県が、**それぞれの所管及びリソースの範囲で処理しており、何がボトルネックとなっているか等の全体像が不明。**
- **いつまでに、何が達成できるかが不透明**であり、事業者にとっても**輸出の見通しが立たない状況。**



当面の緊急対応

- 輸出拡大の障害となっている規制項目について、**厚生労働省及び農林水産省の共通リストを作成。**
- 案件毎に現状及び要するプロセスを精査した上で、**工程表として、**
 - ① **国内の対応**により解決可能な項目のうち、「**年内に即応**」すべき課題
 - ② **国内の対応**により解決可能な項目のうち、「**来年以降も対応が必要**」な課題
 - ③ **相手国との協議を必要とする項目**の3つのパターンで整理。
 - ①②については、**都道府県における対応が必要なものもある。**
- それぞれの項目について、**対応スケジュール、プロセス及び担当省庁を明確化した上で進捗を管理。****1**

今後の具体的な取組について

- 当面の緊急的対応として以下を実現する。
 - ・ 牛肉のHACCP施設の認定 ⇒ 米国向け **4 施設**、EU向け **4 施設**
 - ・ 海域モニタリング ⇒ EU向けモニタリング体制構築支援 **2 自治体** 等
- **工程表は随時更新**して、関係者間で実施すべき事務を明確化し、迅速に対応する。
- 今後も輸出量の増加に伴い類似の問題が発生することが想定されるため、農林水産省、厚生労働省及び都道府県において、継続的に問題に対処できる体制を構築する。

当面の課題（例）

◆ 国内対応（年内に即応すべき課題）

対米・対EU向け牛肉輸出に必要な牛肉処理施設のHACCP認定

- 農水省、厚労省、自治体、事業者からなる協議体を立ち上げ、**本年中に現地調査や改善報告の確認を行い、米国向け4施設、EU向け4施設を認定。**

ホタテ海域モニタリングの海域追加

- **EU向けのホタテ輸出**には、生産海域の指定、水質等のモニタリングを行う必要があるため、モニタリング希望のある水域を把握し、**本年中に2自治体でモニタリング海域を追加。**

◆ 国内対応（来年以降も対応が必要な課題）

対シンガポール向け豚肉処理施設のHACCP施設認定

- 農水省、厚労省、自治体、事業者からなる協議体を本年中に立ち上げ、施設整備、衛生管理等について協議し、現在認定申請に向け施設整備中の1施設の竣工後、速やかな申請ができるよう技術支援を行う。

◆ 相手国との協議への対応

EU向け卵・乳輸出のための輸出要綱協議

- 日EU・EPA発効に伴い、EU向けの卵、乳は第三国リストに掲載されたが、次のステップとして、厚労省と農水省は、本年中にEUと協議して輸出要綱を定めて公表。